

○栃木市農業近代化資金利子補給金交付要綱

平成22年3月29日

告示第184号

改正 平成26年3月25日告示第149号

平成29年7月12日告示第270号

(趣旨)

第1条 市の交付する栃木市農業近代化資金利子補給金（以下「利子補給金」という。）については、栃木市補助金等交付規則（平成22年栃木市規則第56号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この告示の定めるところによる。

(資金の種類及び融資条件)

第2条 利子補給金の交付の対象となる資金は、農業近代化資金融通法（平成17年法律第16号）第2条第3項の規定に基づく資金及び県単担い手支援資金とする。

(交付の目的等)

第3条 利子補給金の名称、交付の目的、利子補給率及び交付の相手方は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

利子補給金の名称	利子補給金の交付の目的	利子補給率	交付の相手方
栃木市農業近代化資金利子補給金	農業者の段階的な経営発展を促進するために必要な資金について、長期かつ低利なく、資金として融通されるよう、融資機関に対し利子補給を行う。	利子補給金の額は、毎年1月1日から6月30日まで及び7月1日から12月31日までの各期間における融資平均残高（延滞額を除いて、長期かつ低利なく。）に対し、毎年度年0.5%以内の割合で交付する。ただし、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定者に係る融資については、毎年度年0.5%以内の割合を追加して交付するものとする。	融資機関

(平29告示270・一部改正)

(交付の申請)

第4条 利子補給金の交付を受けようとする融資機関が、規則第4条の規定により、提出する書類は、次の表に定めるところによる。

利子補給金の名称	提出すべき申請書の名称	様式	申請書に添付すべき書類の名称	提出期限
栃木市農業近代化資金利子補給金	栃木市農業近代化資金利子補給金交付申請書	規則別記様式第1号	1 農業近代化資金利子補給金総括表	市長が別に定める日

補給金			2 県農業近代化資金利子 補給金計算総括表及び明 細書の写し	
-----	--	--	--------------------------------------	--

(平 2 9 告 示 2 7 0 ・ 一 部 改 正)

(利子補給金の請求)

第 5 条 利子補給金を請求しようとする融資機関が提出する書類は、次の表に定めるところによる。

利子補給金の 名称	提出すべき請求書の名称	様式	請求書に添付すべき書類の 名称	提出期限
栃木市農業近 代化資金利子 補給金	栃木市農業近代化資金利子 補給金交付請求書	規則別記様式 第 6 号	栃木市農業近代化資金利子 補給金交付決定通知書の写 し	市長が別に定 める日

(実績報告)

第 6 条 規則第 1 0 条の規定による補助事業等実績報告書の提出は、必要ないものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 2 2 年 3 月 2 9 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の栃木市農業近代化資金利子補給金交付要綱（平成 8 年 4 月 1 日栃木市要綱）よりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

(岩舟町の編入に伴う経過措置)

- 3 岩舟町の編入の日の前日までに、編入前の岩舟町農業近代化資金利子補給金交付要領（平成 1 0 年 4 月 1 4 日岩舟町要領）の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

(平 2 6 告 示 1 4 9 ・ 追 加)

附 則 (平成 2 6 年告示第 1 4 9 号)

この告示は、平成 2 6 年 4 月 5 日から施行する。

附 則 (平成 2 9 年告示第 2 7 0 号)

この告示は、公布の日から施行する。